



FXにおける「取引所為替証拠金取引説明書」等の交付について

いつも楽天銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

FXに関しお客さまに交付しております書面につきまして、2012年3月25日（日）より下記の通りとさせていただきます。

記

日時：2012年3月25日(日)

- 概要：1. 「市場デリバティブ取引に係るご注意」の内容変更について
2. FX取引画面における「取引所為替証拠金取引説明書」と「市場デリバティブ取引に係るご注意」の一体化および一体化した書面の交付について

1. 「市場デリバティブ取引に係るご注意」の内容変更について
軽微な文言の変更を行ないます。本変更の概要は、別紙をご覧ください。
2. お取引画面における「取引所為替証拠金取引説明書」と「市場デリバティブ取引に係るご注意」の一体化および一体化した書面の交付について

2012年3月25日(日)よりも前にFX口座を開設されたお客さまへ、FX取引画面にて「取引所為替証拠金取引説明書」と「市場デリバティブ取引に係るご注意」を一体化した書面（以降、「一体化書面」と言います。）を交付いたします。2012年3月25日（日）以降、初めてFX取引画面にログインされるときに、「一体化書面」の内容を確認していただきます。※お取引の方法や条件等に変更はございません。

なお、「一体化書面」はFX取引画面上で、PDF形式で交付いたします。ご確認後、「確認済み」というボタンを押下していただければ、通常通りお取引することが可能です。

「後で確認」というボタンを押下しても、FX取引画面へログインすることはできませんが、お取引することはできませんのでご注意ください。また、モバイルのFX取引画面から内容の確認をすることは出来ません。恐れ入りますが、PCよりご確認いただきますようお願いいたします。PC画面にて「確認済み」というボタンを押下すれば、モバ

イルでのお取引も通常通り行なえます。モバイルでのお取引をされるお客さまにはご面倒をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

※一体化書面の交付につきましては、自主規制機関である社団法人金融先物取引業協会が定める契約締結前交付書面（楽天銀行では「取引所為替証拠金取引説明書」）及び注意喚起文書の年次交付に相当するものになります。

<2012年3月25日以降にFX口座の開設を希望されるお客さまへ>

2012年3月25日以降にFX口座の開設を希望されるお客さまは、[こちらのページ](#)の「取引所為替証拠金取引説明書」「市場デリバティブ取引に係るご注意」「取引報告書補完事項」及び「為替証拠金取引口座設定約諾書」を熟読し、取引所為替証拠金取引の内容及びリスクをよくご理解の上、FX口座の開設申し込みを行なってください。また、FX口座開設後、初めてFX取引画面へログインをされた際は、前述の「一体化書面」の内容をご確認いただくこととなります。

<本件に関するお問い合わせ先>

楽天銀行カスタマーセンター 貯蓄・運用窓口

連絡先 0120-38-6910(通話料無料)または 03-6832-2273 (通話料有料)

月曜日から金曜日まで、9:00~17:00の間で受付しております。

(祝日及び年末年始を除く)

以上

別紙

新旧対照表	
旧	新
<p>市場デリバティブ取引に係るご注意</p> <p>○ 本取引は、金融商品取引法における不招請勧誘禁止の対象ではありません。 (注)不招請勧誘とは、勧誘の要請をしていないお客様に対して訪問・電話による勧誘を行うことです。</p> <p>○ しかしながら、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。</p> <p>○ 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますよう、お願いいたします。 ⇒不明な点がございましたら、お取引店までお申し出ください。</p> <p>○ お取引内容および商品に関するご確認、ご相談、ご苦情は、楽天銀行カスタマーセンターまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR機関*における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。</p> <p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p> <p>* ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。</p>	<p>市場デリバティブ取引に係るご注意</p> <p>(取引所為替証拠金取引に係る注意喚起文書)</p> <p>○ 本取引は、金融商品取引法における不招請勧誘禁止の対象ではありません。 (注)不招請勧誘とは、勧誘の要請をしていないお客様に対して訪問・電話による勧誘を行うことです。</p> <p>○ しかしながら、本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額だけに限定されない場合があります。</p> <p>○ 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますよう、お願いいたします。</p> <p>○ お取引内容および商品に関するご確認・ご相談・苦情等ございましたら、楽天銀行カスタマーセンターまでお問い合わせください。※なお、お取引についてのトラブル等は、以下の指定紛争解決機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用いただけます。</p> <p>■ 当行が契約している指定紛争解決機関 一般社団法人全国銀行協会 連絡先:全国銀行協会相談室 電話番号: 0570-017109 または 03-5252-3772</p> <p>※楽天銀行カスタマーセンター 貯蓄・運用窓口 連絡先 0120-38-6910(通話料無料)または 03-6832-2273 (通話料有料) 月曜日から金曜日まで、9:00～17:00の間でお電話によるお申出を受付しております。 (祝日及び年末年始を除く)</p>

商号: 楽天銀行株式会社

登録番号: 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 609 号

加入協会: 日本証券業協会、金融先物取引業協会